

転出のチェックリスト 2018.4.1～

							その他手続き可能場所			
☑	No.	項 目	要 件 追加要件の必要な場合があります。	誰 が	担当窓口	場 所	阿 寒	音 別	阿寒湖 温泉支 所	支 所
	1	転出届の提出	転出届を提出し、転出証明書を受け取ってください(海外転出の場合は、転出証明書は発行されません)。新しい住所地に住み始めてから14日以内に、お住まいの市区町村役場で、転出証明書と通知カード、個人番号カード、在留カード等を添えて転入届をしてください。	本人。16歳未満は同居の親族	戸籍住民課	防災庁舎2階	○	○	○	○
	2	印鑑登録カードの返却	釧路市でカードを返却し、新しい住所地で再度手続きください。	印鑑登録者	戸籍住民課		○	○	○	○
	3	国民健康保険証の返却	釧路市で保険証を返却し、新しい住所地で再度手続きください。帰国する場合は、帰国日まで有効の保険証を受け取ってください。	国民健康保険加入者	国民健康保険課		○	○	○	×
	4	乳幼児・ひとり親家庭・重度心身障がい者の医療給付	受給証を返却し、新しい居住地で再度手続きください。	受給者証をお持ちの方	医療年金課		○	○	○	×
	5	国民年金の手続き	出国する場合、国民年金喪失手続きと、脱退一時金の確認を行ってください。	国民年金加入者			○	○	○	×
	6	後期高齢者医療制度の手続き	新しい住所地で再度手続きをしてください。道外への転出者は負担区分証明書が必要になります。	保険者証をお持ちの方			○	○	○	×
	8	①児童手当 ②児童扶養手当	①児童手当消滅届の提出が必要になります。 ②児童扶養手当受給資格者の住所変更届の提出が必要になります。	手当受給者	こども支援課		○	○	※1	×
	7	釧路市予防接種のしおり	新しい住所地で予防接種の担当課にお問い合わせください。	釧路市に在住する未就学児	健康推進課		防災庁舎4階	○	○	×
	9	小学校・中学校への転校	学校が発行する在学証明書を持って、新しい住所地で手続きください。	保護者	教育委員会 学校教育課	MOO 4階	○	○	×	×
	10	介護保険の要介護認定者の手続き	受給資格証明書を受け取り、新しい住所地で再度手続きください。	本人または家族	介護高齢課	防災庁舎3階	○	○	×	×
	11	引っ越しのときのごみ		どなたでも	環境事業課	0154-31-4551	○	○	○	×
	12	飼い犬の登録	新しい住所地で再度手続きください。	犬を飼っている方	環境保全課	本庁1階	○	○	○	×
	13	上下水道の利用停止	利用停止日をお知らせください。	上下水道利用者	上下水道料金お客様サービスセンター	0154-43-2161	○	○	○	×
	14	電気の利用停止	利用停止日をお知らせください。	電気利用者	北海道電力(株) 北電契約センター	0120-12-6565	/	/	/	/
	15	ガスの利用停止	利用停止日をお知らせください。	ガス利用者	釧路ガス(株)	0154-22-8101	/	/	/	/
	16	郵便物の転送 (現住所から新住所へ)	郵便局の指定する転居届に記載し投函 戸籍住民課にも用紙あり	どなたでも	市内郵便局		/	/	/	/
	17	運転免許証の住所変更	新しい住所地の警察署に届け出てください。		釧路警察署	0154-23-0110	/	/	/	/

※1 児童手当のみ受付可能